

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、認定 NPO 法人コミュニティ・サポートセンター神戸（以下、CS 神戸という）の役員の報酬および役員に対する実費の弁償等について必要な事項を定める。

(意義)

第2条 この規定における役員報酬とは、当法人が代表権を持つ役員に対し、その役務の対価として支払うものをいう。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員報酬は通貨を持って本人に支給する。

(報酬の支払いおよび額の決定)

第4条 理事の報酬の額および額の改定については、役務の状況等に応じて、理事会の決議で定めるものとする。

(計算期間ならびに支給日)

第5条 支給期間は、毎月1日より起算し、毎月月末に締める。

※本基準は2013年6月1日から実施する。

2023年4月1日 改定

2025年12月15日 改定

2026年5月24日 改定